

真岡市市制施行70周年記念事業実行委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 真岡市市制施行70周年を迎えるにあたり、別に定める基本方針をふまえ、記念事業の積極的な推進を図るため、真岡市市制施行70周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実行委員会は、目的達成のため次のことを行う。

- (1) 記念事業の基本方針・計画の策定及び全体調整に関すること。
- (2) 記念事業への市民参加等の協力体制づくりに関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他目的達成に必要なこと。

(組織)

第3条 実行委員会は、本会の目的に賛同する市民団体、事業所、関係行政機関等の代表者等（以下「委員」という。）をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 監事は、委員の中から会長が指名する。

(職務)

第6条 会長は、実行委員会の会務を総理し、実行委員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(会議)

第7条 実行委員会は、会長が招集し、会長がその議長を務める。

(事務局)

第8条 実行委員会の事務局は、真岡市総合政策部総合政策課において処理する。

(経理)

第9条 実行委員会の経費は、交付金その他の収入をもって充てる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。